町人事行政の運営状況の公表

町職員の人事や給与などについて平成20年4月1日現在の主な内容をお知らせします。町職員に支給される給与は、民間企業の賃金を基にして出される「人事院勧告」をはじめ、国やほかの地方公共団体との均衡を考慮し、地方自治法と地方公務員法に基づき、町議会の議決を経て町条例で定められています。

なお詳しい内容は、町ホームページなどでご覧になれます。

▼問い合わせ＝職員課　☎(32)8351　FAX(32)2165

▼ホームページ＝http://www.town.aichi-miyoshi.lg.jp/syokuin/

1. 職員数などの状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数 H19年度	職員数 H20年度	対前年増減数	主な増減理由
一般行政	議会	5人	5人		
	総務	96人	98人	2人	育児休業職員の増員
	税務	22人	22人		
	労働	3人	3人		
	農水	16人	13人	△3人	管理職員の減、職員定員の適正配置による減員
	商工	3人	3人		
	土木	30人	26人	△4人	管理職員の減、事務事業の移管による減員
	民生	111人	116人	5人	事業増、休職職員・育児休業任期付職員の配置による増員
	衛生	29人	29人		
	小計	315人	315人		
特別行政	教育	52人	52人		
	消防	0人	0人		
	小計	52人	52人		
公営企業など	病院	98人	102人	4人	看護業務増、科新設による増員
	下水道	9人	10人	1人	適正配置による増員
	そのほか	24人	20人	△4人	育休任期付職員・派遣職員の減員
	小　計	131人	132人	1人	
合　計		498人	499人	1人	

※職員数は一般職に属する職員の人数で、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(2) 年齢別職員構成

区分	職員数	区分	職員数
20歳未満	0人	40～43歳	41人
20～23歳	25人	44～47歳	43人
24～27歳	57人	48～51歳	66人
28～31歳	53人	52～55歳	60人
32～35歳	56人	56～59歳	44人
36～39歳	53人	60歳以上	1人
合計	499人		

■年齢別職員構成比の比較

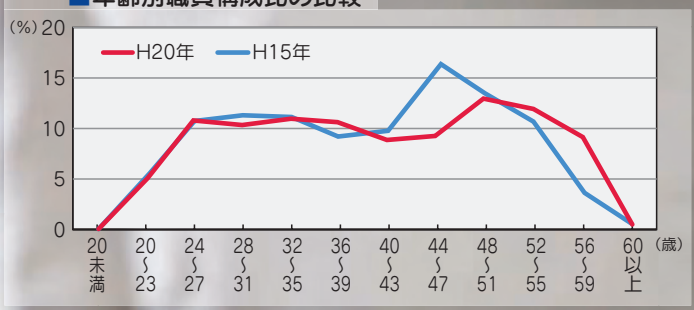

(3) 定員管理の数値目標と進行状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	H17年度(計画始期)	H18年度	H19年度	H20年度	進行状況(H17～H20年度)	数値目標 H22年度(計画終期)
全部門(町民病院事業を除く)	定員	387人	392人	379人	376人	―	374人
	増減	―	5人	△13人	△3人	△11人	純減数:13人、純減率:3.4%

2. 職員の給与などの状況

(1) 歳出額に占める人件費率の状況

(H19年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(H20年3月31日現在)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	H18年度人件費率
H19年度	5万7,004人	266億9466万2千円	35億6078万9千円	13.3%	15.6%

(2) 職員給与の状況

(H19年度普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費 給料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計(B)	一人当たり給与費(B/A)
H19年度	367人	14億3327万円	4億5972万2千円	6億3732万5千円	25億3031万7千円	689万5千円

※職員手当には退職手当を含みません。職員数は平成19年4月1日現在の人数です。

2. 職員の給与などの状況（続き）

(3) ラスパイレス指数(*)の状況

Key Word

＊ラスパイレス指数

国家公務員の給与水準を100とした場合に、地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

■ラスパイレス指数の比較

（各年4月1日現在）

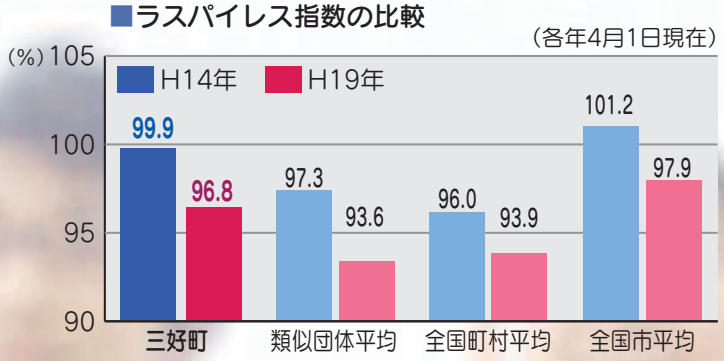

※類似団体平均は、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ラスパイレス指数の最新の数値は、職員課のホームページでご覧いただけます。

(4) 平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

（H20年4月1日現在）

区分		三好町	国
一般行政職	平均年齢	43.8歳	41.1歳
	平均給料月額	34万5,199円	32万5,113円
	平均給与月額	47万3,423円	38万7,506円
技能労務職	平均年齢	50.7歳	48.9歳
	平均給料月額	24万9,150円	28万4,679円
	平均給与月額	27万9,428円	32万623円

※平均給与月額は、給料月額と諸手当の額を合計したものです。
※国家公務員の平均給与月額には、諸手当の額は含まれていません。

(5) 初任給の状況

（H20年4月1日現在）

区分	大学卒	高校卒
一般行政職	17万8,800円	14万4,500円
技能労務職	—	15万8,600円

(6) 経験年数別・平均給料月額の状況

（H20年4月1日現在）

区分		大学卒
一般行政職	経験年数10年	26万5,750円
	経験年数15年	30万557円
	経験年数20年	該当者なし

3. 一般行政職の級別職員数の状況

一般行政職の級別職員数・構成比（H20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長	13人	5.0%
7級	次長	13人	5.0%
6級	課長・主幹	38人	14.6%
5級	課長補佐	47人	18.1%
4級	係長	47人	18.1%
3級	主査	46人	17.7%
2級	主事・技師	36人	13.8%
1級	主事・技師・主事補・技師補	20人	7.7%

※職員数は、「三好町職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分によります。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

■一般行政職の級別職員数の比較

（各年4月1日現在）

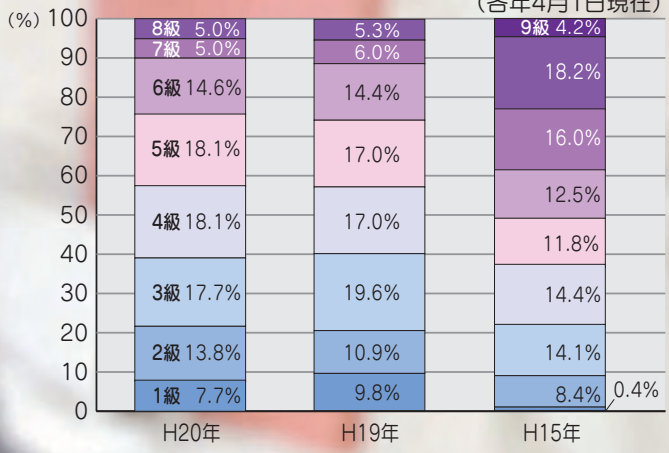

※平成18年度から9級制から8級制に変更しています。

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

（H19年度実績）

区分	三好町	国
期末手当	3.0月分(1.6月分)	3.0月分(1.6月分)
勤勉手当	1.45月分(0.75月分)	1.45月分(0.75月分)
職制上の段階、職務の級などによる加算措置	役職加算5～20%	役職加算5～20% 管理職加算10～25%
1人当たり平均支給額	172万円	—

※(　)内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 地域手当

（H20年4月1日現在）

区分	支給実績
支給率	10%
支給対象職員数	397人
支給実績（H19年度決算）	1億5860万6千円
支給職員1人当たり平均支給年額（H19年度決算）	40万8,778円

4. 職員の手当の状況（続き）

(3) 時間外勤務手当

区分	H19年度	H18年度
支給実績	1億7486万6千円	1億7393万9千円
職員1人当たり平均支給年額	57万3千円	41万5千円

(4) 退職手当

区分		三好町	国
勤続20年	自己都合	23.50月分	23.50月分
	勧奨・定年	30.55月分	30.55月分
勤続25年	自己都合	33.50月分	33.50月分
	勧奨・定年	41.34月分	41.34月分
勤続35年	自己都合	47.50月分	47.50月分
	勧奨・定年	59.28月分	59.28月分
最高限度額	自己都合	59.28月分	59.28月分
	勧奨・定年	59.28月分	59.28月分
定年前早期退職特例措置		2～20%加算	2～20%加算
1人当たり平均支給額	自己都合	357万6千円	—
	勧奨・定年	2767万5千円	—

※退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額です。

(5) 特殊勤務手当

（H20年4月1日現在）

区分	支給対象業務	支給単価
不快手当	ごみの収集運搬、不燃物処理場管理業務	日額390円
	犬猫などの死体処理業務	1回390円
危険手当	交通遮断せずに行う道路などの維持修繕業務	日額300円
	地上10m以上で行う工事監督、または検査業務	日額270円
	災害応急作業、または調査業務	日額480円、730円
防疫手当	法定伝染病の病原体の付着した物件などの処理業務	日額390円
税務手当	庁外で行う滞納金の徴収、または滞納処分業務	日額500円
行旅人取扱手当	行旅病人の救護収容、または行旅死亡人死体処理業務	1回500円、2,000円
用地交渉手当	庁外で行う用地交渉業務	日額600円
保育手当	保育園において保育士として従事する業務	月額2,500円
訪問看護手当	訪問介護業務	日額300円

区分	全職員（医療職を除く）
支給実績（H19年度決算）	264万円
支給職員1人当たり平均支給年額（H19年度決算）	10,601円
職員全体に占める手当支給職員の割合（H19年度）	63.7%

(6) そのほかの手当

（H20年4月1日現在）

区分	内容	支給実績（H19年度）	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者1万3,000円、扶養親族1人につき6,500円（配偶者がない場合、1人目1万1,000円）	5165万5千円	26万4,897円
住居手当	借家・借間…1万2,000円を超える家賃額に応じて支給（最高2万7,000円） 持家…2,500円（新築・購入5年以内）	1475万4千円	17万7,760円
通勤手当	交通機関利用者…運賃相当額範囲内で支給（最高5万5,000円） 自動車等使用者…使用距離に応じて支給（最高2万1,500円）	1659万2千円	5万5,308円
管理職手当	部長・局長・参事・室長…9万6,700円 次長・室長・専門監・所長・館長…6万8,100円 課長・主幹・所長・指導保育士・園長…5万2,900円	6019万7千円	75万2,458円

5. 特別職の報酬などの状況

区分		給料月額など
給料	町長	93万1,000円
	副町長	76万8,000円
報酬	議長	45万2,000円
	副議長	34万9,000円
	議員	30万8,000円
期末手当	町長、副町長、議長、副議長、議員	3.35月分（H20年度支給割合）
退職手当（1期毎）	町長	2011万円（給料月額×在職月数×0.45）
	副町長	995万円（給料月額×在職月数×0.27）

※退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合の見込額です。

6. 公営企業職員の状況（病院事業）

※三好町民病院の職員の給与などの状況をお知らせします。

(1) 総費用に占める職員給与費比率の状況

（H19年度決算）

区分	病院事業総費用（A）	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	H18年度職員給与費比率
H19年度	24億570万8千円	10億3500万8千円	43.0%	42.3%

※職員給与費は病院事業の全職員の給与費です。

(2) 職員給与の状況

（H19年度決算）

区分	職員数（A）	給与費				一人当たり給与費（B/A）
		給料	職員手当	期末･勤勉手当	計（B）	
H19年度	100人	3億4731万5千円	1億9209万3千円	1億5019万6千円	6億8960万4千円	689万6千円

※職員手当には退職手当を含みません。職員数は平成20年3月31日現在の常勤一般職の人数であり、病院事業管理者は含みません。

(3) 平均年齢、基本給、平均月収額の状況（H20年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	43.3歳	59万36円	128万9,910円
看護師	39.6歳	30万976円	45万5,483円
事務職員	42.4歳	41万940円	64万3,613円

※基本給は、給料月額と扶養手当、地域手当の額を合計したものです。
※平均月収額には、諸手当と期末・勤勉手当を含みます。

(4) 時間外勤務手当

区分	H19年度
支給実績	2048万7千円
職員1人当たり平均支給年額	20万9千円

(5) 期末手当･勤勉手当

（H19年度実績）

区分	支給実績
期末手当	3.0 月分(1.6月分)
勤勉手当	1.45月分(0.75月分)
職制上の段階、職務の級などによる加算措置	役職加算5～20%
1人当たり平均支給額	144万4千円

※(　)内は、再任用職員に係る支給割合です。

(6) 退職手当

区分		支給実績
勤続20年	自己都合	23.50月分
	勧奨･定年	30.55月分
勤続25年	自己都合	33.50月分
	勧奨･定年	41.34月分
勤続35年	自己都合	47.50月分
	勧奨･定年	59.28月分
最高限度額	自己都合	59.28月分
	勧奨･定年	59.28月分
定年前早期退職特例措置		2～20%加算
1人当たり平均支給額		51万円

※退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額です。

(7) 特殊勤務手当

（H20年4月1日現在）

区分	支給実績
支給実績（H19年度決算）	3102万3千円
支給職員1人当たり平均支給年額（H19年度決算）	34万4,696円
職員全体に占める手当支給職員の割合（H19年度）	81.4%
手当の種類数	4種類（医療手当、事業派遣手当、夜間看護等手当、年末年始手当）

(8) そのほかの手当

（H20年4月1日現在）

区分	支給実績
支給実績（H19年度決算）	9502万5千円
支給職員1人当たり平均支給年額（H19年度決算）	87万1,787円
手当の種類数	7種類（扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、初任給調整手当、夜間勤務手当、宿日直手当）

(9) 地域手当

（H20年4月1日現在）

区分		支給実績
支給率	医師	15%
	医師以外	10%
支給対象職員数	医師	12人
	医師以外	90人
支給実績（H19年度決算）		4555万9千円
支給職員1人当たり平均支給年額（H19年度決算）		41万4,177円

心の通う対話の町政 進行中

Voice「ヴォイス」

三好町では、町民の皆さんからの町政に対する意見を町長が直接お聴きする「町長とのふれあい座談会」を開催したり、提言箱や電子メールなどを通して「皆さまの提言」をいただいたりすることによって「心の通う対話の町政」を進めていこうと努めています。このコーナーでは「町長とのふれあい座談会」で寄せられた意見と町長の発言要旨や「皆さまの提言」に寄せられた意見のうち、主に生活にかかわる内容の意見と回答を紹介しています。

今回は町民参加の協働によるまちづくりを推進することを目的に、皆さんの要請に応じて11月30日に開催した三好丘地区コミュニティ推進協議会の「町長とのふれあい座談会」で寄せられた意見と町長ほかの発言要旨を抜粋で紹介します。

◇三好丘地区コミュニティ

11月30日(日)三好丘交流センター
44人参加

役場支所の設置について

●意見＝きたよし地区は相当な人口になり、役場まで行くのが不便な人もいます。メグリアの下にサンネットがありますが、申請書なども受け付けてもらえる支所設置の考え方について、具体的な回答をいただきたいと思います。

●回答＝三好丘地区は旧来の地区と比較して施設が少ないということから、どこか1カ所に集約した施設をと考え、旧住宅都市整備公団事務所の建物を改修して、三好丘交流センターとして使っていただいています。その西側の土地を含めて、拠点施設として使っていきたいと思っていますが、今の段階でいつごろといった具体的な時期は言えません。今は三好丘交流センターが建っているこの場所が良いと思っています。また今の計画の中で、支所機能を強化する計画はありません。サンネットは遅い時間まで開所しているので、住民の皆さんの利便性は高いと思っています。距離的に北部から役場まで15分くらいかかると思いますが、周辺の道路整備をすることにより、より早く行けるようになると思います。

女性消防団の活動について

●意見＝5月25日の水防訓練や7月上旬の普通救命講習は役に立つと思います。7月7日の陸上自衛隊豊川駐屯地での部隊訓練は行進の訓練でしたが、この訓練を皮切りに6日間行進の訓練を行い、9月7日の消防操法大会の本番でも行進をしています。合計8回行進をしたことになります。これを行うことで何かの役に立つことがあるのでしょうか。今年の新入団員の中にはいまだに消火器に触れたことのない人もいます。もう少し団員のためになり、実生活で役に立つ活動ができないかと思います。

また11月から12月にかけて行われる防火訪問では、主に一人暮らしの老人または老人世帯のみのお宅を訪問して、火災予防のPR活動をするというものです。事前に訪問先の都合のいい日時を確認してから訪ねてくださいといわれても、振り込め詐欺や悪徳セールスが横行するこのご時世に、IDも持たない女性消防団員が、顔も知らないお年寄りのお宅を訪問することが、果たして良いことかどうか疑問です。この活動が必要であるとお考えなら、面識のある民生児童委員さんに依頼するとか、ほかにもいろいろな方法があるように思います。

●回答＝女性消防団の主な活動は、任命式や出初観閲式、総会などの式典、炊き出し訓練、救命技術の向上、操法大会への参加、防火訪問、心肺蘇生（しんぱいそせい）競技会や消火競技会といった尾三消防行事など多くの活動があります。消防団にとって規律は重要で、部隊訓練は規律や団の統制を図る意味で基本となる訓練です。1年目の団員については、任命式終了後に団員として今後、活動する上で必要な礼式を覚えていただくため、訓練礼式を行っています。また今年度は操法大会でも部隊訓練を行いました。より実践的な訓練として消火器の取り扱いについては、2年

目以降の団員が4月の任命式終了後に行います。さらに消火器の取り扱いについては、尾三消防本部主催の消火競技大会に女性消防団として参加しており、その競技会の出場者は2回から3回程度の消火器に関する訓練を行っています。

防火訪問をする際のIDを昨年試験的に作成しました。来年度以降はご意見の通り、団員に携帯していただくようにします。防火訪問は単に防火PRを行うものだけではありません。団員として近隣のお年寄りと会話などのコミュニケーションを図ることにより、火災だけではなく、大地震などが発生した場合に大いに役立ちます。災害が起きたとき、一番重要となってくるのは地域の力、隣近所の助け合いです。災害発災時に要援護者となるお年寄りの普段の状況を知っておくことも団員の活動と考えています。実際のところ民生児童委員だけでは全世帯を訪問することは難しいと聞き、女性消防団に各行政区20世帯を基準に訪問をお願いしています。特に男性の民生児童委員の訪問が難しいと思われる一人暮らしの女性のお年寄りには、女性消防団の柔らかい対応が最適だと思います。「自分たちの地域は地域で守る」の観点からも地域の消防防火活動における代表の女性消防団の防火訪問は重要です。今行っている訓練や活動の中に役に立たないものはないと考えます。女性消防団は有事の際に、地域に根差した組織の一つとして活動する必ず必要な役割です。

4月の任命式終了後に行われる女性消防団員の消火器の取り扱い訓練

●意見＝防火訪問については、民生児童委員と一緒に行くことも良いと思います。相手の人がいつも家にいるとは限らないので、相手の都合が良いときに女性消防団も同行して、防火のチェックなどを行ったらどうでしょう。

●回答＝民生児童委員の活動と女性消防団の活動の連携ということで、実施できるように考えていきます。

●意見＝女性消防団員を集める時に、事前に活動内容を示してから集めないといけないと思います。また女性消防団の活動を見直していくには、女性消防団員の中で話し合って変えていくことが大事ですが、個人の意見を取り上げて変更することは難しいと思います。町としてこのような意見が出たことを参考にして見直していくことを考えてほしい。

●回答＝ご意見をいただいた主旨を十分に考慮して役員にも伝え、より良い女性消防団活動にしていきたいと思います。

●意見＝大地震などの災害発生時に町として対応できること、地域で対応することを示していただきたい。

●回答＝災害時には一時避難が集会所、広域避難が小中学校になります。災害対策本部を立ち上げて、職員を振り分け地域に情報提供を行っていきます。また災害の規模により自衛隊が出動します。食糧や毛布などの身近なものは、広域避難場所である小学校の防災倉庫に備蓄してあります。地域では集会所に一時避難し、それから学校に移動するということを基本に考えていただきたい。

●意見＝有事のときに日ごろから防災意識をもっていないと、いざというときに人は動かせません。本当に志のある人に絶えず団員として活動していただけるように考えていただきたいと思います。

●回答＝女性消防団員について、区長さ

んにお願いすると、組長さんが兼務して活動していただいている地区があります。女性消防団のあり方や選出の仕方について、ほかの地区がどのような選出をしているか把握しながら区長さんと話し合いをして、より良い方法を探っていきたいと思います。

さんさんバスについて

●意見＝さんさんバス利用促進協議会の委員として、新型バスの購入について意見が言えませんでした。購入された新型のさんさんバスは、格好は良くなったが座席の数が減り、最後尾席が高くなって大変乗りづらく危険です。

●回答＝さんさんバス利用促進協議会は、バス停の設置や移動、タクシー乗り場の設置など、皆さんからの多くの意見を協議会の了解を得て運輸局へ申請する組織で、どういうバスにするかは町の入札で決めました。三好町は道路法第４条でさんさんバスの利用許可を取っているので、ノンステップ(低床)バスでないと許可が下りません。国産の中型バスのノンステップバスは、日野自動車が製造している今回購入したバスしかありませんでした。

会場で開催のあいさつをする久野町長(三好丘交流センター)

高齢者の安全対策について

●意見＝高齢者の交通事故に関して道路の見直しをお願いしたいです。新しく開発された三好丘地区に比べ、旧来地区の明知や打越、茨生、福谷などは高齢者が事故に遭いそうな狭い道路がたくさんあります。幹線道路に車が多くなると脇道に流れる車も多くなります。歩行者に対する安全策をどのように考えていますか。

●回答＝三好丘地区は区画整理で道路が整備されています。旧集落は町道として幹線道路の整備をして、歩道の設置に努めてきましたが、すべての町道に歩道を付けることは、用地も必要となります。車歩分離が望ましいので、期間的に長くなりますが、町全体で道路を計画しています。

学校教育について

●意見＝冬場になると早く暗くなりますが、子どもたちが無灯で自転車に乗っています。歩いている歩行者は曲がってくる自転車に気付かず事故に遭いそうになるので、保護者を含め子どもたちの自転車指導をしてほしいです。また財政が厳しいと思いますが、学校の意見を聞いて予算を付けていただきたいと思います。

●回答＝学校では下校後の指導を十分行っていただいていると思います。なお夜の自転車については家庭での指導も大切です。また予算は教育委員会が毎年、必要な予算の配当をしています。大きな備品や修繕工事については教育委員会で執行します。学校の配当予算が足りないなら、何がどのように足りないのか、話をしていただければ相談に乗りたいと思います。

三好丘旭地区内の町道三好ケ丘駒場線の信号機設置について

●意見＝三好丘旭地区内の町道三好ケ丘駒場(こまば)線が開通するときに信号機が設置されると地域の住民は聞いていましたが、開通後も信号機が設置されませんでした。信号機が設置されるめどについて、どの

ような手順で、何がクリアされれば信号機が設置されるのですか。

●回答＝三好丘地区の区長さんの連名で要望を受けて、町から豊田警察署長へ要望書を提出しています。町道三好ケ丘駒場線のめどが立った平成20年5月に、豊田警察署の交通担当と町の道路担当および交通安全担当で、信号機の設置に向けた交差点協議を行い、公安委員会の手続きも済んでいます。信号機の設置にはまず県の予算に計上されないといけません。現在、豊田署内で立地条件と交通量の調査を行っています。また平成20年8月上旬に豊田警察署が県警察本部の聞き取り調査を受けました。平成21年度当初予算に計上されれば、警察本部内で再度審査され、平成21年6月以降に豊田署に通知があると聞いています。その後に信号機が設置されるという流れです。

●意見＝開通と同時に信号機が設置されなかったのは、町民と町および警察との意志疎通や情報の共有化がされていなかったためと思っています。聞き伝えによる地域住民との意見の食い違いの再発防止策と情報共有化のため、進行状況を文書でいただきたいです。

●回答＝三好丘旭地区内の町道三好ケ丘駒場線の開通後、交通量調査は豊田警察署に調査結果を渡すために実施しました。道路設計を行う段階で交差点協議を公安委員会と行います。ただしこの協議で、信号交差点が認められても開通時に信号機の設置が約束されたものではありません。信号機の設置は通常、開通後の交通量なども勘案して設置される場合が多いようです。

今後、県から情報があればお伝えできますが、毎月状況が変わるものではありません。交通量調査を行っていますので、その状況を区長さんを通じて、一度文書で報告します。また県の動向が分かれば区長さんを通じて文書で報告します。

新庁舎建設について

●意見＝経済状況が大きく悪化している中で、新庁舎建設はシンプルなものですか。再考の予知があるなら検討も必要と思います。

●回答＝新庁舎建設は、当初からできるだけシンプルにという考えで、将来7万人の人口を想定した庁舎で検討しています。しかし、シンプルといえど地域環境にやさしいエコ庁舎にすると意外にお金が掛かります。今後の実施設計でどれだけ削減していくか検討していきます。エコ素材やリサイクル素材を使ってできるだけ事業費を抑えていこうと思っていますが、庁舎は防災拠点なのでいつまでも建設を延ばすわけにはいきません。予算とも相談しながら早めに建設していきたいと思っています。

愛知大学移転後の跡地利用について

●意見＝愛知大学が2012年(平成24年)に全面移転しますが、跡地利用など今後の使い方について愛知大学や町、地権者とで話し合いは行われていますか。

●回答＝市としての新総合計画で将来の土地利用計画の中で、愛知大学を中心とした20haの土地利用をどうするのか検討する必要があります。そのため愛知大学側としてどういう土地利用をするのか、早く町へ出してくださいと大学側に伝えてあります。跡地は市街化調整区域です。土地利用については、市街化区域による

昭和63年に開校し、平成24年に全面移転することとなった愛知大学名古屋校舎(黒笹地内)

線引きをするのか、開発行為を進めるのかを十分に町と愛知大学、地権者とで調整しながら土地利用を決めていかなければいけません。これには時間がかかります。今からでも4、5年は掛かるので、愛知大学が全面移転してもそこはそのままという可能性も十分にあります。ただし住宅地区にはしたくないと町から申し出をしています。

町の財政について

●意見＝11月29日の中日新聞に三好町の来年度における法人町民税が80％の減収という記事が載っていました。自動車産業を中心に世界的な経済不況の影響ですが、町として今後どのような対策を考えていますか。

●回答＝大幅な税収減に多くの皆さんは驚かれたと思います。平成20年度当初予算で法人町民税48億円を予算化していますが、平成21年度は80％減の厳しい予算になると見込んでいます。向こう3年くらいは財政も明るくならないと思いますが、町民の皆さんが安心して暮らしていけるまちづくりを進めていきます。

これまで財政調整基金を60億円積み立てていますが、それをどのように使っていくか、3年か5年、もっと長いのか分かりません。来年、再来年の方がもっと厳しくなると言われる人もいます。その辺りを見極めながら新年度予算に財政調整基金からどれだけ繰り入れるのか決めていかなければいけません。町民の皆さんの要望をできるだけ多く取り入れると予算が多くなってしまいます。事業の見直しや、経費の削減をしながら、事業効果の高いものを優先していきます。先が見えてくるまでは、この60億円でやりくりしていかなければいけません。わが町の税構造は多くの住民と企業立地により、固定資産税や個人住民税でおよそ100億円になります。それに加えて、法人町民税と財政調整基金でやりくりしていくことになります。

市制施行について

●意見＝平成22年1月4日に市制施行と決めて進んでいますが、今後、徳島県三好市長が「三好市」の名称の使用を許可されなかった場合、どういう決断をして、町民にどのように説明していくのですか。

●回答＝市の名称は歴史ある漢字の「三好」を名乗っていきたいと発信しました。昭和45年の自治省（現在の総務省）の事務次官通知により、同じ漢字の名称を名乗るには、まず距離が離れていることで、徳島県三好市とは直線で280㎞離れているのでこれは問題ありません。もう一つは首長の了解を得ることで、三好市議会や三好市産業界の団体からは同名を使って交流を深めながら、お互いに発展しましょうという非常に温かい言葉をいただいていますが、市長さんが反対しています。名称については総務省と三好市議会も含めてお願いしながら、漢字の「三好」が使えるようにもう少し努力したいと思っています。市制施行名称等検討委員会の中では「三好」が使えない場合には、ひらがなの「みよし」も視野に入れて検討すべきという意見が出ている状況です。

●意見＝市制に賛成ですが、市の名称に目がいきすぎて、市になることにより良くなることを具体的に示すべきではないかと思います。

●回答＝名称については市制施行名称等検討委員会で検討していただいています。名称が決まり次第、市制施行について広報などで、町民の皆さんにお知らせしていきます。メリットについては、福祉事務所を置くことにより、福祉に関する業務はかなり早くなります。それから県などから市町村に委譲される事務事業は359項目あります。その内、町村には28項目しか委譲されません。これは市と町村との差をつけたものです。個人へのメリットを具体的にお知らせするのは非常に難しいです。市になることによって何かが良くなるというイメージを町民の皆さんは持っています。ですから、職員

連載第㉑回

節分の日の思い

今年は2月3日が節分の日です。面白いことに国産100％と大きく表示した節分用の豆をインターネットで販売していました。昨今の消費者心理を考えて国産と大きく表示したのでしょう。わが家も子どもが小学生のころから豆まきをするようになりました。わたしが子どものころにはそういった記憶がないので、家内が持ち込んだ風習が今もずっと続いています。

節分は本来、四季の区切りを表し、立春・立夏・立秋・立冬の前日のこと。今では特に冬から春になる春の節分を1年の境として、旧年の災いを追い払うために豆をまくようになったようです。

節分に巻きずしを食べるようになってきたのも、大阪の風習が全国に広まり、この地域ではコンビニが恵方巻きと称してのり巻きを売り出し、一層広まったようです。のり業界が文明の力をうまく使って広めたともいわれています。またイワシの頭を柊の枝にさして玄関に挿す風習も、そんなに遠い昔からある風習ではないようです。

いずれにしても暦の上で春の訪れとなる立春の前日とは、兎にも角にもいろいろといわれのある興味深い1日ということをインターネットで知りました。世の中の大半でコンピューターが利用され、今ではこれがないと幅広い生き方をしにくい一面もあります。そんなものは全く必要のない生活も十分あることはもちろんですが、適度に利用することも生きていく上において、楽しくボケ防止に一役買っているのではないかと思いつつ、わたしもパソコンの前に座っています。

今年の節分は殊更念入りに豆をまいて、大声で鬼を払い福を呼び込み、イワシの頭をいくつか柊にさして玄関に挿し、のり業界の宣伝に乗っかり恵方巻きを黙々と食し、2年越し、いや3年越しの市の名称に対する願いを、是が非でもかなえてもらいたいと思っている昨今です。

三好町長 久野知英

2月2日(月)午前8時から、コミュニティーFM、ラジオ・ラブィート(78・6MHz)の「みよしモーニングニュース」で、久野町長がコラムの内容を話題に生出演します。

が変わっていかないと、市になっても全然変わらないのではマイナスになります。職員が努力しなければいけません。

三好ケ丘駅前の活性化について

●意見＝三好ケ丘駅前のカリヨンハウスには現在喫茶店しか入っていません。駅前の活性化はできないのでしょうか。

●回答＝街開きをした時から、カリヨンハウスは堅持していただきたいという思い入れがあります。テナントも活性化していただきたいという要望があります。しかしなかなかテナントが入らないという実状で、公団も困っているということです。高層のマンションを造り、その下にテナントを入れたらどうかという提案も公団から聞いています。これには町は反対をしています。思い入れが深いのでテナントに入っていただき、活性化できないかと思っています。今後、情報があれば区長さんを通じて報告します。

後期高齢者の国民健康保険税について

●意見＝例を挙げると12月15日が年金の支給日になります。そのときに12月分と1月分の国民健康保険税が天引きされます。1月分を先取りして、社会保険庁が天引きしたものが広域連合に入ると思います。この後、12月末に死亡した場合、先取りされた1月分はどこへ返金の手続きをすれば良いのですか。以前、社会保険庁へ返金の要求をしたことがあります。返金の要求は死亡した人の同居の家族はできるが、身寄りのない一人暮らしで請求者がいないと戻ってきません。

●回答＝通常の場合は社会保険庁になると思います。請求のない場合は、国庫納付金として国に入ります。死亡という状況が発生したときは、すぐに社会保険庁からその状況を報告するはがき、または手紙が届きますが、昨今の社会保険庁の混乱により、遅いのが事実です。そのため、そういった状況が発生した場合はすぐに社会保険庁に出向いて、還付の手続きをお願いするというのが一般的です。

今回のテーマに沿ってさまざまな意見や要望が寄せられました(11月30日：三好丘交流センター)